

議案第 49 号  
議決第 号

始良市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の件

始良市個人情報保護条例等の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 14 日提出  
始良市長 湯元 敏浩

始良市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（始良市個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 始良市個人情報保護条例（平成 22 年始良市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

（始良市手数料条例の一部改正）

第 2 条 始良市手数料条例（平成 22 年始良市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	200 円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合その他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	1 枚につき	800 円

」を

「

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1 通につき	200 円
--------------------------	--------	-------

」に

改める。

(始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第3条 始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年始良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。